

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月6日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 山口 淳一

（公 印 省 略）

1 工事概要

(1) 工 事 名 美幌（8）照明器具更新電気工事

(2) 工事場所 北海道網走郡美幌町

(3) 工事内容

【陸上自衛隊美幌駐屯地】

・隊舎ほか11棟の照明更新（LEDランプ交換）に伴う電気設備工事

(4) 工 期 令和10年6月30日まで

~~指定部分：ただし、については令和一年一月日までとする。~~

※技術者の専任期間は、令和8年10月から令和10年3月までの任意の12ヶ月とする。

(5) 使用する主要な資機材

屋内照明 約 2,200台

(6) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。

なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(8) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(9) 受注者からの請求による(7)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(10) (7)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (11) (7) の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (12) 本工事は、現場閉所により完全週休 2 日を確保する「完全週休 2 日制工事（土日）」の試行対象工事である。
- (13) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- ~~(14) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。
見積の提出期限までに、直接工事費のうち「 」について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）。~~
- ~~(15) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、原則として競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、令和一年一月一日までに電子入札システムより交付する。ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。~~
- ~~なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第 1 条の設計図書ではなく、見積士の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。~~
- ~~見積活用価格について、本工事は交付の対象としない。~~
- ~~(16) 本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。~~
- ~~(17) 見積参考資料の交付について~~
- ~~本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の 6 日前（行政機関の休日を除く）までに見積参考資料を交付する試行工事である。~~
- ~~なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第 1 条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。~~
- (18) 単品スライドの「特例措置」について
- 指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第 27 条第 5 項（単品スライド）による請求があった場合、1 品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。
- (19) 本工事の入札手続に係る日程については、別冊入札手続日程表に記載しているので、参考とされたい。
- (20) その他
- ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申請のうえ紙契約方式に代えるも

のとする。申請の方法は、入札説明書による。

電子契約システムの詳細については、以下のホームページより入手可能である。

電子契約システムホームページ<https://www.gecs.mlit.go.jp/>

ウ 電子入札システム及び電子契約システムで利用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、参加表明書の提出前までに、委任状（電子入札システムを使用する場合、必ず代理人のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。）を提出する。詳細は入札心得書による。

エ 本工事の契約書（案）、別紙様式、入札心得書、現場説明書及び仕様書は別添のとおりとする。

オ 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び出来高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第40条第1項、第42条第1項、同条第2項、第43条第3項及び第44条第3項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気」で級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数）が780点以上（格付「A」又は「B」）であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、出資比率が20%以上のものに限る。）
 - ① 元請けとして完成・引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体等が発注した建設工事のうち、電気設備工事を施工した実績ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の

評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- ② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した建設工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

※平成23年度（過去15年間）以降の実績（原則、現場施工期間の1／2以上の期間従事していること。なお、現場施工期間とは求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

ア 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・技術士で次に掲げるいずれかの部門の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

「建設部門」

「電気・電子部門」

「総合技術監理部門」（選択科目を「電気・電子部門」又は「建設部門」に限る）

- ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者

イ 次に示す同種工事においての経験を有すること。

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した建設工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した建設工事のうち、電気設備工事を施工した実績

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

オ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ・建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ・監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ・監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - ・特例監理技術者が兼務できる工事は、工事相互の間隔（直線距離）が10km以内程度であること。
 - ・特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ・監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ・特例監理技術者の配置を行う場合は、以上の要件を満たすことを確認するため、別様式39を提出すること。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、帯広防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 帯広防衛支局が発注した電気設備工事のうち、令和6年度及び令和7年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

- (11) 帯広防衛支局又は北海道防衛局の管轄区域内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店・支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎
帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係
TEL 0155-22-1175
FAX 0155-23-8482
メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年7月6日から令和8年8月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (")

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Ver6形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を提出すること。

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）

（以下「郵送等」という。）、電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）
したうえで、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）及び着払

いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月22日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）がシステムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、上記(1)へ持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

~~(4) 見積等の提出期限等~~

~~ア 提出期限 令和 年 月 日正午~~

~~郵送等による場合は、令和 年 月 日正午必着とする。~~

~~なお、見積等の提出期限と申請書等の提出期限が同日の場合又は見積等の提出と申請書等の提出が同時となる場合は、電子入札システムにより提出することができる。~~

(5) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月20日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、上記(1)の担当部局に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月28日 午後1時30分

イ 場所 帯広防衛支局 入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

~~（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行いまたは銀行等若しくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。~~

~~入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、入札参加する全ての工事に入札保証金を納付する必要は無く、受注希望工事件数分、入札金額が最大の工事から順に納付すれば良い。~~

~~(3) 期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。~~

~~利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。~~

~~ア 提出期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日（利付国債の提出の場合は令和 年 月 日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。~~

~~イ 提出場所 上記4に同じ~~

~~ウ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。~~

~~エ 増額変更 認めない。~~

~~オ 減額変更 認めない。~~

~~カ 保証期間 令和 年 月 日まで~~

~~キ その他 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。~~

(4) 契約保証金 納付

（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(5) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(6) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満

たす技術者の配置を求めることがある。

- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口上記4(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。
- (15) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。
- (16) 詳細は、入札説明書による。